■令和7年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の取組について

地域包括ケアシステム推進委員会は『地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱』に基づき、清 須市地域包括ケアシステムの構築を目的として設置しており、令和7年度は以下のとおり開催する。

1 令和7年度地域包括ケアシステム推進委員会の概要

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第115条の45に規定する地域支援事業を円滑に推進し、 医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総 合的かつ計画的に実施するために清須市地域包括ケアシステム推進委員会(以下「委員会」とい う。)を設置する。

(1) 委員会の協議内容(第2条)

- ・認知症施策の推進事業の取組に関すること。
- ・在宅医療・介護連携推進事業の取組に関すること。
- ・生活支援・介護予防の基盤整備の取組に関すること。
- ・地域ケア推進会議の取組に関すること。
- ・消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)に関すること。

(2) 委員の選任 (第3条)

福祉団体の代表者、学識経験者、住民の代表者、医師、歯科医師、薬剤師、関係行政機関の職員、介護事業所の職員、地域ボランティア関係者の中で市長が選任する。

(3) 任期(第4条)

委員の任期は、2年(令和7~8年度)とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長及び副委員長 (第5条)

委員会に委員長及び副委員長1人を設置する。委員長は、委員の互選により選出し、副委員 長は、委員長が指名する。議長は会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 令和7年度推進委員会の開催計画

委員会の開催は年度内に3回(令和7年8月・12月・令和8年3月)を予定しており、以下の議題(予定)にて協議を行います。

委員会開催日程 (予定)

開催月	議題	内容
令和7年 8月	・地域包括ケアシステム推進委員会の取組について ・地域ケア個別会議の取組状況 ・今年度の新規事業について ・消費者安全確保地域協議会の概要	・令和7年度推進委員会の概要、開催計画 ・地域ケア会議の個別ケース課題から見た 地域の課題について ・就労的活動支援について ・消費者安全確保地域協議会について
12月 25日	・生活支援・介護予防の基盤整備の取 組状況	・介護予防事業の状況と今後のあり方
令和8年 3月	・認知症施策の推進事業の取組状況・就労的活動支援の取組状況	・認知症施策の取組状況・就労的活動支援の取組状況